

株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目3番23号  
株式会社 **サノヤス・ヒシノ明昌**  
取締役社長 上 田 孝

## 第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被害を受けられた被災者の皆様に、心よりお見舞申しあげます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、次頁4.のご案内に従って平成23年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島六丁目2番27号  
中之島センタービル内  
リーガロイヤルNCB 3階「花の間」  
(末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 株主総会の目的である事項

- 報 告 事 項
1. 第85期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第85期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役11名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、58頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成23年6月27日（月曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以上

---

#### お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいませうようお願い申し上げます。

#### お知らせ

次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知添付書類への記載に代えて、当社ウェブサイト（<http://www.sanoyas.co.jp>）に掲載しております。

##### 1. 事業報告の以下の事項

株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

株式会社の支配に関する基本方針

（注）後記の事業報告は、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であります。

##### 2. 計算書類等の以下の事項

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

（注）後記の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト（<http://www.sanoyas.co.jp>）において掲載することによりお知らせいたします。

# 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

## ．企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、前半は新興国需要に対する輸出の増加や政府による経済対策等により緩やかな回復基調にありましたが、後半は円高の昂進や個人消費の落ち込みなどにより足踏み状態となり、さらに3月に発生した東日本大震災の影響により経済活動が大きく低下し、先行きの不透明感が増大しました。

当社グループを取り巻く事業環境においても、船舶部門では、期初に新興国経済の回復による海上物流の増加に伴い新造船需要もやや回復基調が見られましたものの、中国の造船能力の飛躍的増大による供給圧力が強まる状況となりました。陸機部門及びその他の部門では、国内市場の設備投資や個人消費の低迷により引続き厳しい状況となりました。なお、当社グループにおいては、震災に伴う人的・物的損害はありませんでした。

このような状況下、当社グループでは新造船については、環境及び省エネに対応した新83千重量トン型のパナマックス・バルクキャリアーと新開発の104千重量トン型省エネ石炭船を中心にバルクキャリアーの営業に注力いたしました。陸機部門及びその他の部門においても、顧客ニーズに即した新商品の開発と営業に注力しました。また、次代に備えた人材育成のための管理職新人事制度を導入するとともに、階層別の研修も強化いたしました。

この結果、当期の受注高は新造船6隻を受注したことに伴い、前期比21,153百万円(177.0%)増加の33,105百万円となりました。売上高は新造船が工事進行基準のみによる売上計上となったこと等に伴う船舶部門の売上減少から、前期比22,020百万円(24.0%)減少の69,871百万円となりました。営業利益は売上高の減少に伴い前期比1,589百万円(29.1%)減少の3,873百万円、経常利益は前期比1,558百万円(29.4%)減少の3,751百万円となりました。当期純利益は資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を特別損失に計上したこと、また寮・社宅の遊休化及び一部レジャー遊具の不採算化に伴う固定資産の減損損失を計上したことから、前期比1,492百万円(50.0%)減少の1,492百万円となりました。

事業の部門別の連結業績は次のとおりであります。なお、部門別の営業利益は配賦不能営業費用控除前及び部門間取引消去前のものであります。

#### ・船舶部門

当期は、厳しい受注環境の中、為替及び資機材価格動向を見極めつつ受注活動を行い、新開発の省エネ石炭船を含めバルクキャリアーを6隻受注いたしました。その結果、当期末の受注残高は127,828百万円となりました。新造船の引渡は、ハンディケープ・バルクキャリアー2隻、パナマックス・バルクキャリアー8隻、チップ船2隻の合計12隻となりました。修繕船等を加えた当該部門の売上高は、前期までの工事完成基準での売上計上がなくなったことから、前期比19,415百万円(25.8%)減少の55,795百万円となりました。営業利益は、生産性向上による採算の改善もありましたが、売上高の減少に加え鋼材値上げと円高に伴い受注工事損失引当金を計上したことから前期比2,081百万円(21.9%)減少の7,420百万円となりました。

#### ・陸機部門

立体駐車装置、建設機械、遊戯機械の製造及び遊園地運営等を行う陸機部門においては、国内設備投資と個人消費の低迷に伴い当期末の受注残高は1,082百万円となりました。売上高は、設備投資の低迷から前期比2,766百万円(28.4%)減少の6,968百万円となりました。損益面は各種合理化によるコストダウンに取り組みましたが、豪州観覧車の保証工事引当金2,528百万円を計上したことから2,260百万円の営業損失(前期は2,325百万円の営業損失)となりました。

#### ・その他の部門

主として連結子会社の事業である空調設備・給排水設備・環境衛生施設工事、機械部品製造、化粧品製造用機械製造等を行うその他の部門においては、国内設備投資の低迷に伴い当期末の受注残高は2,011百万円となりました。売上高は、機械部品製造等の増加により前期比161百万円(2.3%)増加の7,107百万円となりました。営業利益は、売上高の増加と採算の改善により前期比370百万円増加の386百万円となりました。

(単位：百万円)

部 門	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
船 舶 部 門	25,037	55,795	127,828
陸 機 部 門	3,289	6,968	1,082
その他の部門	4,778	7,107	2,011
計	33,105	69,871	130,922

(注) 陸機部門のうち遊戯施設運営及び機械レンタルは受注高及び受注残高に含めておりません。

## 2. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当期中に完成した主要な生産設備

- ・ 当社 水島製造所 第二塗装工場新築（船舶部門）

## 3. 資金調達の状況

当期において重要なものはありません。

## 4. 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、原油などの資源、エネルギー価格の高騰や東日本大震災による企業収益及び国民生活への影響が懸念され、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

当社事業を取り巻く環境につきましても、船舶事業（船舶部門）においては、海運市況の低迷が継続していることから、造船市況も厳しい受注競争が予想されます。また、主に国内を主要マーケットとする陸上事業（陸機部門及びその他の部門）においては、建設需要の縮小、激しい価格競争、レジャーニーズの多様化に伴う消費支出の分散等、厳しい事業環境が続くものと思われます。

このような事業環境に対処すべく、当社は、社会や市場の変化に迅速に対応できる強靱な連結経営体制を構築することを目的に、株主の皆様のご承認を前提として、持株会社を設立し、その傘下に個別事業ごとに分社した各事業会社と既存の子会社等を同列に配置した組織に再編することにいたしました。

持株会社体制移行後、持株会社はグループ総合戦略の策定、経営資源の最適配分、各事業会社のガバナンスの充実に努めていくことで、グループ全体の企業価値を向上させ、持続的に成長発展するグループ運営を行ってまいります。

また、各事業会社におきましても、それぞれの事業に最適なビジネスモデルを構築し洗練することで環境適応力を高め、さらに意思決定の迅速化、効率経営を徹底することにより、収益性及び企業体質の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第82期 (平成19年度)	第83期 (平成20年度)	第84期 (平成21年度)	第85期<当期> (平成22年度)
受 注 高(百万円)	66,422	82,689	11,951	33,105
売 上 高(百万円)	68,595	71,137	91,892	69,871
経 常 利 益(百万円)	2,438	1,225	5,310	3,751
当 期 純 利 益(百万円)	892	286	2,984	1,492
1株当たり当期純利益	27円38銭	8円80銭	91円62銭	45円81銭
純 資 産(百万円)	12,023	10,376	13,609	14,518
総 資 産(百万円)	77,479	83,940	85,733	77,124

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 第84期より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、第84期に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

### 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
山田工業株式会社	250	100.0	空調設備・給排水設備・環境衛生施設工事の設計及び施工
ケーエス・サノヤス株式会社	180	99.7	自動車部品・建築部品の製造
株式会社サノテック	80	100.0	ソフトウェアの開発及び計算・情報処理業務の受託
明昌ネットワーク株式会社	80	100.0	遊園地・ゲームコーナーの経営及び管理の受託
加藤精機株式会社	64	60.0	機械・機械部品の製造及び修理
みづほ工業株式会社	60	100.0	化粧品・医薬品製造用の乳化装置及び攪拌機等の製造

- (注) 当社は、パーキングシステム事業を当社の完全子会社であるサノヤス・エンジニアリング株式会社に平成23年7月1日付で会社分割(吸収分割)により承継させ、併せて同社を連結子会社とすることを決定いたしました。

## 7. 主要な事業内容

当社グループの主な事業内容は次のとおりです。

部 門	主 要 営 業 品 目
船 舶 部 門	各種船舶の製造・修理
陸 機 部 門	立体駐車装置・食品タンク等の製造、建設工事用エレベーターの製造・レンタル、遊戯機械の製造並びに遊園地運営
そ の 他 の 部 門	空調設備・給排水設備・環境衛生施設工事、機械部品製造、化粧品製造用機械製造、自動車部品製造、ソフトウェア開発

## 8. 主要な営業所及び工場

当 社  
 〔本 社〕大阪市北区中之島三丁目3番23号  
 〔営 業 所〕東京支社（東京都港区）、大阪南支社（大阪市）、  
 仙台出張所（仙台市）  
 〔工 場〕水島製造所（岡山県倉敷市）、大阪製造所（大阪市）、  
 東京テクノセンター（千葉県成田市）、  
 広島工場（広島県東広島市）、九州工場（熊本県玉名郡）

山 田 工 業 株 式 会 社

〔本 社〕大阪市中央区道修町四丁目5番22号

ケーエス・サノヤス株式会社

〔本 社〕兵庫県三田市福島字宮野前501番地3

株 式 会 社 サ ノ テ ッ ク

〔本 社〕大阪市住之江区北加賀屋五丁目2番7号

明昌ネットワーク株式会社

〔本 社〕大阪市住之江区北加賀屋五丁目2番7号

加 藤 精 機 株 式 会 社

〔本 社〕大阪府豊中市上野西三丁目14番21号

み づ ほ 工 業 株 式 会 社

〔本 社〕大阪市西成区南津守四丁目4番16号

## 9. 従業員の状況

部 門	従 業 員 数
船 舶 部 門	520名
陸 機 部 門	268名〔250名〕
そ の 他 の 部 門	295名〔37名〕
全 社（共通）	43名
合 計	1,126名〔287名〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

## 10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,132
住友信託銀行株式会社	2,045
株式会社みずほコーポレート銀行	1,195
農林中央金庫	1,071

百万円

### ・株式会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 120,000,000株
2. 発行済株式の総数 32,600,000株
3. 株主数 3,443名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
サノヤス・ヒシノ明昌共栄会	2,343,900	7.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口)	2,145,000	6.58
株式会社三井住友銀行	1,425,000	4.37
ストラクス株式会社	1,402,000	4.30
三井住友海上火災保険株式会社	1,123,000	3.45
住友商事株式会社	1,000,000	3.07
住石マテリアルズ株式会社	920,000	2.82
住友金属工業株式会社	844,800	2.59
MORGAN STANLEY & CO. INC	824,699	2.53
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	762,100	2.34

(注) 持株比率は、自己株式(22,265株)を控除して計算しております。

## 株式会社取締役及び監査役に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	落 合 諒		サノヤス建物㈱ 代表取締役社長
代表取締役社長	上 田 孝		
代表取締役副社長執行役員	森 本 武 彦	社長補佐[経理部担当]	
代表取締役専務執行役員	中 道 保 信	企画部（事業開発室・関連事業企画室）担当 兼 陸上営業本部（レジャー営業部）担当	
代表取締役専務執行役員	竹 原 久 雄	船舶営業本部長 兼 東京支社長	
代表取締役専務執行役員	浅 間 成 人	水島製造所長 兼 施設部担当	
取締役常務執行役員	白 神 敬 治	社長補佐	
取締役常務執行役員	大 屋 雄 次	総務人事部担当 兼 内部統制推進室担当	
取締役常務執行役員	悦 勝 三 次	船舶営業本部副本部長 兼 船舶営業開発室長	
取締役常務執行役員	篠 原 照 夫	企画部長	
取締役特別顧問	木 村 進 一		
常勤監査役	荻 野 繁 之		
常勤監査役	東 俊 之		
監 査 役	森 薫 生		高麗橋中央法律事務所所長（弁護士） ㈱関西スーパーマーケット 社外監査役
監 査 役	平 野 豊 三 郎		

- (注) 1. 監査役 森 薫生氏及び平野豊三郎氏は、社外監査役であります。  
 2. 監査役 森 薫生氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。  
 3. 南雲龍夫氏は、平成22年 6月25日付で辞任により取締役を退任いたしました。  
 4. 監査役 平野豊三郎氏は、平成22年 6月29日付で三井住友ファイナンス&リース株式会社の監査役を退任いたしました。

(注) 5. 当期中において取締役の担当が次のとおり変更となりました。

(下線は変更部分を示します。)

氏 名	年 月 日	変 更 前	変 更 後
中 道 保 信	平成22年 4月1日付	代表取締役専務執行役員 <u>陸上部門営業担当 兼 レジャー事業本部担当 兼 新規事業室担当 兼 大阪南支社長 兼 新規事業室長</u>	代表取締役専務執行役員 <u>企画部 (事業開発室・関連事業企画室) 担当 兼 陸上営業本部 (レジャー営業部) 担当</u>
竹 原 久 雄	平成22年 4月1日付	代表取締役専務執行役員 <u>船舶鉄構事業本部長 兼 東京支社長</u>	代表取締役専務執行役員 <u>船舶営業本部長 兼 東京支社長</u>
浅 間 成 人	平成22年 4月1日付	代表取締役専務執行役員 <u>水島製造所長</u>	代表取締役専務執行役員 <u>水島製造所長 兼 施設部担当</u>
白 神 敬 治	平成22年 4月1日付	取締役常務執行役員 <u>レジャー事業本部長 兼 レジャー事業本部管理部長</u>	取締役常務執行役員 <u>社長補佐</u>
大 屋 雄 次	平成22年 4月1日付	取締役常務執行役員 <u>総務部担当 兼 内部統制推進室担当</u>	取締役常務執行役員 <u>総務人事部担当 兼 内部統制推進室担当</u>
悦 勝 三 次	平成22年 4月1日付	取締役常務執行役員 <u>船舶鉄構事業本部副本部長 兼 マリン事業部長 兼 大阪製造所長</u>	取締役常務執行役員 <u>船舶営業本部副本部長 兼 船舶営業開発室長</u>
篠 原 照 夫	平成22年 4月1日付	取締役常務執行役員 <u>業務企画部長</u>	取締役常務執行役員 <u>企画部長</u>

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	12名	253,998,634 円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	37,281,080 円 (10,850,000 円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第81期定時株主総会において年額300百万円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第81期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当期に係る役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した額が含まれております。
4. 上記のほか、平成22年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、前三期の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した額を除いております。

取締役 1名 83,958千円

### 3. 社外役員に関する事項

#### 当期における主な活動状況

氏名	出席の状況（出席回数）	発言の状況
森 薫 生	取締役会 13回	弁護士としての専門的な見識と幅広い経験に基づいた助言、提言を行っております。
	監査役会 14回	
平野豊三郎	取締役会 13回	豊富な企業監査の経験と知見に基づいた助言、提言を行っております。
	監査役会 14回	

(注) 当期における取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は14回でした。

#### 責任限定契約の内容

当社と社外監査役 森 薫生氏及び平野豊三郎氏は、平成18年6月29日付で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に掲げられる最低責任限度額となります。

### 4. 会計監査人に関する事項

#### 1. 会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

#### 2. 報酬等の額

当期に係る会計監査人としての報酬等の額

40,800千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

42,240千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

#### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に国際財務報告基準の適用に関する指導及び助言並びに組織再編に係るアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

#### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人において、会社法、公認会計士法等の法令に違反した場合またはその公正な業務遂行の確保が疑われる事実が判明した場合には、取締役会はその事実に基づき検討を行い、監査役会の同意を得て、株主総会に会計監査人の解任または不再任の議案を上程する方針です。

-----  
[ご参考] 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流 動 資 産	51,764,260	流 動 負 債	44,586,259
現金及び預金	28,902,530	支払手形及び買掛金	14,317,647
受取手形及び売掛金	16,439,208	短期借入金	4,356,910
有価証券	50,260	1年内償還予定社債	30,000
商品及び製品	154,642	未払法人税等	42,743
仕掛品	1,312,561	前受金	20,594,266
原材料及び貯蔵品	512,911	賞与引当金	428,090
繰延税金資産	1,797,621	保証工事引当金	3,224,463
その他	2,748,101	受注工事損失引当金	551,260
貸倒引当金	153,579	固定資産撤去費用引当金	47,588
固 定 資 産	25,360,000	その他	993,289
(有形固定資産)	(17,424,328)	固 定 負 債	18,019,483
建物、ドック船台及び構築物	6,957,446	社債	90,000
機械装置、運搬具及び工具器具備品	5,134,312	長期借入金	12,393,893
土地	5,197,191	繰延税金負債	119,552
建設仮勘定	135,378	退職給付引当金	4,499,250
(無形固定資産)	(620,520)	役員退職慰労引当金	224,574
(投資その他の資産)	(7,315,151)	資産除去債務	537,129
投資有価証券	4,485,573	その他	155,083
長期貸付金	152,868	負 債 合 計	62,605,742
繰延税金資産	1,553,732	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	1,350,257	株 主 資 本	12,910,814
貸倒引当金	227,280	資本金	2,538,000
資 産 合 計	77,124,260	資本剰余金	1,110,595
		利益剰余金	9,272,158
		自己株式	9,939
		その他の包括利益累計額	751,942
		その他有価証券評価差額金	751,942
		少数株主持分	855,761
		純 資 産 合 計	14,518,518
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	77,124,260

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		69,871,364
売 上 原 価		61,811,269
売 上 総 利 益		8,060,094
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,186,564
営 業 利 益		3,873,530
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	87,255	
そ の 他	190,883	278,138
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	383,862	
そ の 他	16,099	399,962
経 常 利 益		3,751,706
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	30,517	
受 取 補 償 金	13,699	
そ の 他	50	44,267
特 別 損 失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	530,248	
減 損 損 失	357,308	
そ の 他	60,852	948,410
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,847,563
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,134,489	
法 人 税 等 調 整 額	201,437	1,335,926
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,511,637
少 数 株 主 利 益		19,190
当 期 純 利 益		1,492,446

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	2,538,000	1,110,595	7,942,600	9,894	11,581,301
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			162,889		162,889
当期純利益			1,492,446		1,492,446
自己株式の取得				45	45
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			1,329,557	45	1,329,512
平成23年3月31日残高	2,538,000	1,110,595	9,272,158	9,939	12,910,814

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日残高	1,210,874	34,685	1,245,559	782,562	13,609,423
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					162,889
当期純利益					1,492,446
自己株式の取得					45
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	458,931	34,685	493,616	73,198	420,418
連結会計年度中の変動額合計	458,931	34,685	493,616	73,198	909,094
平成23年3月31日残高	751,942		751,942	855,761	14,518,518

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	46,124,547	<b>流 動 負 債</b>	42,301,914
現 金 及 び 預 金	25,875,798	支 払 手 形	4,925,162
受 取 手 形	334,373	買 掛 金	8,357,605
売 掛 金	14,878,350	短 期 借 入 金	950,000
有 価 証 券	50,260	1年内返済予定長期借入金	2,691,800
商 品 及 び 製 品	200	未 払 金	493,073
仕 掛 品	597,846	未 払 費 用	164,371
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	261,367	前 受 金	20,430,150
前 払 費 用	521,300	賞 与 引 当 金	373,695
繰 上 償 還 金	215,305	保 証 工 事 引 当 金	3,204,473
繰 上 償 還 金	1,773,875	受 注 工 事 損 失 引 当 金	548,210
未 収 消 費 税	1,248,392	固 定 資 産 撤 去 費 用 引 当 金	47,588
そ の 他 の 金	510,048	そ の 他	115,785
貸 倒 引 当 金	142,570	<b>固 定 負 債</b>	17,311,722
<b>固 定 資 産</b>	25,351,656	長 期 借 入 金	12,343,600
(有形固定資産)	(14,853,246)	退 職 給 付 引 当 金	4,228,511
建 物	2,669,286	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	131,050
構 築 物	2,933,814	資 産 除 去 債 務	537,129
ド ッ ク	962,092	預 り 金	49,819
機 械 及 び 装 置	4,273,901	そ の 他	21,611
船 隻	38	<b>負 債 合 計</b>	59,613,637
車 両 運 搬 具	49,390		
工 具 器 具 備 品	307,165	<b>純 資 産 の 部</b>	
土 地	3,522,178	<b>株 主 資 本</b>	11,117,588
建 設 仮 勘 定	135,378	資 本 金	2,538,000
(無形固定資産)	(570,935)	資 本 剰 余 金	1,110,595
借 地 権	15,800	資 本 準 備 金	1,110,552
施 設 利 用 権	23,185	そ の 他 資 本 剰 余 金	42
ソ フ ト ウ ェ ア	531,950	利 益 剰 余 金	7,478,932
(投資その他の資産)	(9,927,473)	利 益 準 備 金	315,500
投 資 有 価 証 券	3,684,466	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,163,432
関 係 会 社 株 式	3,728,993	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,142
長 期 貸 付 金	202,262	別 途 積 立 金	3,000,000
破 産 更 生 債 権 等	130,155	繰 越 利 益 剰 余 金	4,161,290
長 期 前 払 費 用	27,239	<b>自 己 株 式</b>	9,939
繰 上 償 還 金	1,509,865	評 価 ・ 換 算 差 額 等	744,978
そ の 他 の 金	854,873	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	744,978
貸 倒 引 当 金	210,382	<b>純 資 産 合 計</b>	11,862,567
<b>資 産 合 計</b>	71,476,204	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	71,476,204

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		62,868,938
売 上 原 価		56,551,828
売 上 総 利 益		6,317,110
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,830,448
営 業 利 益		3,486,661
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	99,246	
そ の 他	104,469	203,715
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	361,765	
そ の 他	13,894	375,660
経 常 利 益		3,314,716
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	30,299	
受 取 補 償 金	13,699	
そ の 他	50	44,048
特 別 損 失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	530,248	
減 損 損 失	357,277	
そ の 他	49,848	937,375
税 引 前 当 期 純 利 益		2,421,390
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,034,156
法 人 税 等 調 整 額		114,977
当 期 純 利 益		1,272,256

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 金		
平成22年3月31日残高	2,538,000	1,110,552	42	1,110,595	315,500	2,975	3,000,000	3,051,090	6,369,565
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								162,889	162,889
固定資産圧縮 積立金の取崩					833			833	
当期純利益								1,272,256	1,272,256
自己株式の取得									
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中 の変動額合計					833			1,110,200	1,109,367
平成23年3月31日残高	2,538,000	1,110,552	42	1,110,595	315,500	2,142	3,000,000	4,161,290	7,478,932

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成22年3月31日残高	9,894	10,008,266	1,197,608	34,685	1,232,293	11,240,560
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		162,889				162,889
固定資産圧縮 積立金の取崩						
当期純利益		1,272,256				1,272,256
自己株式の取得	45	45				45
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			452,630	34,685	487,315	487,315
事業年度中 の変動額合計	45	1,109,321	452,630	34,685	487,315	622,006
平成23年3月31日残高	9,939	11,117,588	744,978		744,978	11,862,567

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

株式会社 サノヤス・ヒシノ明昌

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 隆雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井家上 慎一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記[会計方針の変更]に記載のとおり、会社は当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成23年5月9日開催の取締役会において、単独株式移転により持株会社「サノヤスホールディングス株式会社」を設立することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月11日

株式会社 サノヤス・ヒシノ明昌

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井 隆雄 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井家上 慎一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な会計方針の変更に関する注記[会計方針の変更]に記載のとおり、会社は当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成23年5月9日開催の取締役会において、単独株式移転により持株会社「サノヤスホールディングス株式会社」を設立することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌 監査役会

常勤監査役 荻野繁之 ⑨

常勤監査役 東俊之 ⑨

監査役 森薫生 ⑨

監査役 平野豊三郎 ⑨

(注) 監査役 森 薫生及び平野豊三郎は、会社法第 2 条第16号及び第335条第 3 項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、企業体質強化のための内部留保に努めながら、業績に対応した配当を維持、継続することを基本方針としております。

第85期の期末配当につきましては、平成23年4月1日に創業100周年を迎えましたことから、記念配当を加え、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### (1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円（うち普通配当5円、創業100周年記念配当1円）、総額195,466,410円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月29日

### 第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

#### 1. 株式移転を行う理由

当社がこれからの創業第二世紀において持続的発展、企業価値の向上を図るためには、当社本体と子会社・関連会社（以下「子会社等」と言います。）に分かれた組織体制を一新して、連結経営のレベルアップを図ることが必要と判断しました。具体的には、次のような狙いを実現しようとするものです。

#### (1) 連結経営のレベルアップ

連結経営をレベルアップするため、造船、陸上、レジャー、サービス事業の4つの事業グループを設定し、そこに、本体の各事業を分社した会社と、既存の子会社等を配置します。これらの事業会社は、持株会社の下で対等な関係に置かれ、それぞれの事業に最適なビジネスモデルを構築、洗練し、独立採算による責任権限の明確化・意思決定の迅速化と、事業特性に応じたリスク管理力の強化を図ります。持株会社には、各事業グループを担当する役員を置き、事業グループ内における会社間の商品サービスのクロスセル等、シナジー効果の創出によって、事業グループ全体、ひいては当社グループ全体の収益力の強化を図ります。

#### (2) 持株会社によるグループ経営管理の均質化とガバナンスの徹底

持株会社に期待される役割は、本体から分かれた事業会社と既存の子会社等に対する経営管理を均質化すると同時に、各事業会社の経営意思決定に関するガバナンスを徹底することであり、これによって、連結経営の基盤を強固なものにできると考えます。

#### (3) M & Aを含めた新規事業展開への戦略的対応

当社グループ内での事業展開強化拡充に加え、M & Aを含めた新規事業展開を図ります。持株会社傘下での分社体制は、こうした外部成長の機会を捉え、既存事業とのシナジー効果を図りながら新規事業や新規に取得した企業をグループ内に早期定着させるのに最適な組織形態であり、戦略的な備えを行うものです。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式移転計画書（写）

株式会社サノヤス・ヒシノ明昌（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

#### 第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙の「サノヤスホールディングス株式会社定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「サノヤスホールディングス株式会社」とし、英文では「Sanoyas Holdings Corporation」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、大阪市とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「サノヤスホールディングス株式会社定款」記載のとおりとする。

#### 第3条（乙の設立時取締役及び監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 乙の設立時取締役の氏名は以下のとおりとする。

落合 諒  
上田 孝  
森本 武彦  
中道 保信  
竹原 久雄  
浅間 成人  
白神 敬治  
大屋 雄次  
悦勝 三次  
篠原 照夫  
北川 治

2. 乙の設立時監査役の氏名は以下のとおりとする。

荻野 繁之  
桐野 恭至  
森 薫生  
平野 豊三郎

3. 乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

乙は、本株式移転に際して、乙の成立の日の前日における甲の最終の株主名簿に記録された甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株を割当交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金等の額）

乙の設立時における資本金及び準備金等の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
2,538,000,000円
- (2) 資本準備金の額  
1,110,552,853円
- (3) 利益準備金の額  
0円
- (4) 資本剰余金の額  
会社計算規則第52条第1項柱書に定める株主資本変動額から上記(1)の額及び(2)の額の合計額を減じて得た額
- (5) 利益剰余金の額  
0円

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、平成23年10月3日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

甲は、平成23年6月28日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めものとする。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の大阪証券取引所への上場を予定する。
2. 乙の株主名簿管理人は、住友信託銀行株式会社とする。

第9条（買収防衛策の継続）

乙は、乙の取締役会の承認を条件として、乙の成立の日時点で甲において導入されている大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を承継する。但し、その有効期限は、乙の成立後最初の定時株主総会終結のときまでとする。

第10条（本株式移転の条件変更及び中止）

本計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、甲の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第11条（本計画の効力の発生）

本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

平成23年 5 月 9 日

甲：大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号  
株式会社サノヤス・ヒシノ明昌  
代表取締役社長 上田 孝 

## サノヤスホールディングス株式会社定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、サノヤスホールディングス株式会社と称し、英文では、Sanoyas Holdings Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 以下に掲げるものおよびその部品ならびにこれに関連する総合設備の設計、製造、販売、賃貸借、リース、据付、修理、保守および保全に関する事業
  - (1) 船舶
  - (2) 船用諸機械
  - (3) 駐車装置
  - (4) タンク類およびその他の鉄鋼構造物
  - (5) 土木建設機械機器
  - (6) 遊戯機械設備
  - (7) 産業用機械
  - (8) 自動車用機器
  - (9) その他機械器具装置
2. 建築ならびに土木の設計、監督および請負に関する事業
3. 一般鉄工業
4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、保守および保全ならびに土地の造成に関する事業
5. 遊園地等のレジャー施設、宿泊施設、飲食店および駐車場の管理運営に関する事業
6. 空調設備、給排水設備、環境衛生施設の設計および施工に関する事業
7. コンピュータソフトウェアの開発、販売および保守管理ならびに情報の処理および提供に関する事業
8. 警備業
9. 保険代理業
10. 労働者派遣に関する事業
11. 海運業
12. 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式および株主の権利行使に関する取扱ならびにこれらの手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式買増請求をする権利

## 第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第16条 当社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社に取締役12名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長もしくは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役の選定)

第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を若干名選定する。

取締役会の決議により、取締役社長1名を選定する。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第23条 当会社に監査役3名以上を置く。

(選任)

第24条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第26条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(常勤監査役の選定)

第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(社外監査役との間の責任限定契約)

第28条 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第6章 計算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第30条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

前項のほか、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(自己株式の取得)

第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第32条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 第7章 買収防衛策

(買収防衛策の導入等)

第33条 買収防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会においても決定することができる。

前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第34条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。

前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## 附則

第1条 第29条の規定にかかわらず第1期の事業年度は、平成23年10月3日から平成24年3月31日までとする。

第2条 当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における取締役の報酬等は総額225百万円以内、同期間における監査役の報酬等は総額45百万円以内とする。

第3条 附則第1条ないし第3条は当社の成立後最初の定時株主総会終結の時まで有効とし、同定時株主総会終結の時をもって削るものとする。

以上

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式移転におきましては、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と株式移転設立完全親会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様にも不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して、株式移転設立完全親会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者算定機関による算定は行っておりません。

また、株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、株式移転設立完全親会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

4. 株式移転設立完全親会社の取締役に関する事項

サノヤスホールディングス株式会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式の数 (2)割当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数
おちあいらよ 落合 諒 (昭和22年9月19日生)	昭和45年4月 佐野安船渠株式会社（現株式会社サノヤス・ヒシノ明昌）入社	
	平成12年4月 同社水島製造所長兼水島製造所総務部長	
	平成12年6月 同社取締役水島製造所長兼水島製造所総務部長	
	平成13年4月 同社常務取締役水島製造所長兼水島製造所総務部長	
	平成15年6月 同社代表取締役専務取締役水島製造所長兼水島製造所総務部長	
	平成16年6月 同社代表取締役専務取締役水島製造所長	(1) 13,692株
	平成17年4月 同社代表取締役専務取締役水島製造所長兼建機事業本部担当	(2) 13,692株
	平成19年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 [ 船舶鉄構事業本部・水島製造所・業務企画部担当 ]	
	平成20年11月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 [ 船舶鉄構事業本部・水島製造所・業務企画部担当 ] 兼大阪南支社長	
平成21年6月 同社代表取締役会長【現任】 (重要な兼職の状況) サノヤス建物株式会社 代表取締役社長		

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式の数 (2)割当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数
うえ だ たかし 上 田 孝 (昭和27年7月25日生)	平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第一部長 平成17年6月 同行常務執行役員大阪本店営業本部長 平成18年4月 同行常務執行役員 平成19年5月 SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長 平成20年5月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社副社長執行役員 平成20年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐 平成21年6月 同社代表取締役社長【現任】	(1) 25,167株 (2) 25,167株
もり もと たけ ひこ 森 本 武 彦 (昭和22年9月11日生)	平成6年9月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)審査第一部部长 平成8年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社レジャー事業本部本部長補佐 平成9年6月 同社取締役レジャー事業本部副本部長 平成12年4月 同社常務取締役レジャー事業本部副本部長 平成13年4月 同社常務取締役レジャー事業本部長 平成14年6月 同社常務取締役経理部担当 平成17年4月 同社代表取締役専務取締役経理部担当兼パーキングシステム・エンジ事業本部担当 平成19年6月 同社代表取締役専務執行役員経理部担当 平成21年6月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐[経理部担当]【現任】	(1) 6,509株 (2) 6,509株
なか みち やす のぶ 中 道 保 信 (昭和24年11月6日生)	平成11年1月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)お客様サービス推進室長 平成13年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社顧問レジャー事業本部副本部長 平成13年6月 同社取締役レジャー事業本部副本部長 平成14年6月 同社常務取締役レジャー事業本部長 平成19年6月 同社代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼新規事業室担当 平成20年4月 同社代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼新規事業室担当兼新規事業室長 平成21年6月 同社代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼レジャー事業本部担当兼新規事業室担当兼大阪南支社長兼新規事業室長 平成22年4月 同社代表取締役専務執行役員企画部(事業開発室・関連事業企画室)担当兼陸上営業本部(レジャー営業部)担当 平成23年4月 同社代表取締役専務執行役員陸上営業本部(レジャー営業部)担当【現任】 (重要な兼職の状況) 山田工業株式会社 代表取締役社長	(1) 9,887株 (2) 9,887株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式の数 (2)割当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数
たけ はら ひさ お 竹 原 久 雄 (昭和23年4月12日生)	平成4年4月 住友重機械工業株式会社船舶鉄構事業本部営業本部官公庁船営業グループ部長 平成15年4月 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社マリンエンジニアリング部長 平成15年11月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社船舶鉄構事業本部船舶事業部新造船営業部長 平成16年6月 同社取締役船舶鉄構事業本部船舶事業部長兼新造船営業部長 平成17年6月 同社常務取締役船舶鉄構事業本部副本部長兼船舶事業部長兼新造船営業部長 平成19年6月 同社代表取締役専務執行役員船舶鉄構事業本部長兼船舶事業部長兼新造船営業部長兼東京支社長 平成20年4月 同社代表取締役専務執行役員船舶鉄構事業本部長兼東京支社長 平成22年4月 同社代表取締役専務執行役員船舶営業本部長兼東京支社長【現任】	(1) 15,232株 (2) 15,232株
あさ ま なり と 浅 間 成 人 (昭和25年3月26日生)	昭和48年4月 佐野安船渠株式会社(現株式会社サノヤス・ヒシノ明昌)入社 平成14年2月 同社水島製造所大阪工作部長 平成17年6月 同社取締役水島製造所副所長兼大阪工作部長 平成19年6月 同社取締役常務執行役員水島製造所所長 平成21年6月 同社代表取締役専務執行役員水島製造所所長 平成22年4月 同社代表取締役専務執行役員水島製造所所長兼施設部担当【現任】	(1) 5,953株 (2) 5,953株
しら が けい じ 白 神 敬 治 (昭和25年3月31日生)	昭和48年4月 佐野安船渠株式会社(現株式会社サノヤス・ヒシノ明昌)入社 平成12年4月 同社資材部長 平成17年6月 同社取締役資材部長 平成18年6月 同社取締役レジャー事業本部副本部長 平成18年7月 同社取締役レジャー事業本部副本部長兼レジャー事業本部管理部長 平成19年6月 同社取締役常務執行役員レジャー事業本部長兼レジャー事業本部管理部長 平成22年4月 同社取締役常務執行役員社長補佐【現任】	(1) 4,165株 (2) 4,165株
おお や ゆう じ 大 屋 雄 次 (昭和23年9月17日生)	昭和49年1月 佐野安船渠株式会社(現株式会社サノヤス・ヒシノ明昌)入社 平成11年4月 同社総務部長 平成17年6月 同社取締役総務部長 平成19年6月 同社取締役常務執行役員総務部担当兼内部統制推進室担当 平成22年4月 同社取締役常務執行役員総務人事部担当兼内部統制推進室担当【現任】	(1) 13,279株 (2) 13,279株

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式の数 (2)割当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数
えつ かつ さん じ 悦 勝 三 次 (昭和23年12月7日生)	昭和46年4月 佐野安船渠株式会社（現株式会社サノヤス・ヒシノ明昌）入社 平成11年7月 同社水島製造所設計室造船設計部長 平成16年6月 同社船舶鉄構事業本部マリン事業部長兼大阪製造所長 平成17年6月 同社取締役船舶鉄構事業本部マリン事業部長兼大阪製造所長 平成19年6月 同社執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 平成20年4月 同社常務執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 平成21年6月 同社取締役常務執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 平成22年4月 同社取締役常務執行役員船舶営業本部副本部長兼船舶営業開発室長【現任】	(1) 8,839株 (2) 8,839株
しの はら てる お 篠 原 照 夫 (昭和24年10月13日生)	昭和48年4月 佐野安船渠株式会社（現株式会社サノヤス・ヒシノ明昌）入社 平成11年4月 同社水島製造所管理部長 平成15年4月 同社企画室長 平成18年6月 同社取締役企画室長 平成19年6月 同社執行役員業務企画部長 平成21年6月 同社取締役常務執行役員業務企画部長 平成22年4月 同社取締役常務執行役員企画部長【現任】	(1) 5,536株 (2) 5,536株
きた がわ おさむ 北 川 治 (昭和33年4月8日生)	昭和56年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成17年6月 同行ときわ台法人営業部長 平成18年10月 同行企業情報部上席推進役 平成19年4月 同行企業情報部部長 平成22年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌入社 経理部理事兼企画部理事 平成23年4月 同社執行役員経理部副担当兼企画部経営戦略室長【現任】	(1) 0株 (2) 0株

- (注) 1. 落合 諒氏は、サノヤス建物株式会社の代表取締役社長を兼務しており、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌と同社との間では、建物賃貸借等に関する取引があります。なお、他の取締役候補者と株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、平成23年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

5. 株式移転設立完全親会社の監査役に関する事項

サノヤホールディングス株式会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び地位並びに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式の数 (2)割当てられる株式移転設立完全親会社の株式の数
おぎのしげゆきの 荻野 繁之 (昭和20年6月18日生)	昭和45年4月 佐野安船渠株式会社（現株式会社サノヤス・ヒシノ明昌）入社 平成元年4月 同社船舶統轄本部船舶基本設計部部長 平成7年10月 同社水島製造所設計室副室長 平成13年4月 同社水島製造所副所長兼設計室副室長 平成14年6月 同社取締役水島製造所副所長兼設計室副室長 平成16年6月 同社常勤監査役【現任】	(1) 11,509株 (2) 11,509株
きりのたかし 桐野 恭至 (昭和25年12月17日生)	昭和48年4月 佐野安船渠株式会社（現株式会社サノヤス・ヒシノ明昌）入社 平成11年4月 同社水島製造所工作部部長 平成12年4月 同社水島製造所工作部長 平成15年4月 同社水島製造所管理部長 平成18年6月 同社取締役水島製造所副所長兼管理部長 平成19年6月 同社執行役員水島製造所副所長兼大阪工作部長 平成22年4月 同社執行役員水島製造所副所長【現任】	(1) 6,120株 (2) 6,120株
もりしげお 森 薫 生 (昭和29年9月26日生)	昭和57年4月 弁護士登録（現在に至る） 昭和63年1月 辻中・森法律事務所パートナー弁護士 平成11年4月 森薫生法律事務所（現高麗橋中央法律事務所）開設（現在に至る） 平成17年4月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌仮監査役 平成17年6月 同社社外監査役【現任】 (重要な兼職の状況) 高麗橋中央法律事務所所長 関西スーパーマーケット株式会社 社外監査役	(1) 4,090株 (2) 4,090株
ひらのとよさぶろう 平野 豊三郎 (昭和23年4月25日生)	平成12年6月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）常任監査役 平成14年12月 同行監査役、株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役 平成17年6月 三井住友リース株式会社（現三井住友ファイナンス&リース株式会社）常任監査役 平成18年6月 株式会社サノヤス・ヒシノ明昌社外監査役【現任】	(1) 17,659株 (2) 17,659株

- (注) 1. 各監査役候補者と株式会社サノヤス・ヒシノ明昌との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 森 薫生氏及び平野豊三郎氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 森 薫生氏は弁護士として長年の経験を有しており、その専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
 4. 平野豊三郎氏は株式会社サノヤス・ヒシノ明昌及び他社において監査役として長年の経験を有し監査業務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
 5. 森 薫生氏及び平野豊三郎氏は現に株式会社サノヤス・ヒシノ明昌の社外監査役であり、両氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって、森 薫生氏が6年、平野豊三郎氏が5年となります。

6. 森 薫生氏及び平野豊三郎氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に掲げられる最低責任限度額となります。
7. 所有する当社株式の数には、平成23年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

#### 6. 株式移転設立完全親会社の会計監査人に関する事項

サノヤスホールディングス株式会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任 あずさ監査法人
主たる事業所の所在場所	東京都新宿区津久戸町1番2号
概 要 (平成23年3月31日現在)	資本金 3,000百万円 構成員【非常勤者を含めた総人員数】 公認会計士 2,494名〔2,532名〕(代表社員32名、社員521名) 会計士補 108名〔109名〕 会計士試験合格者 1,752名〔1,898名〕 専門員 829名〔831名〕(特定社員43名) その他職員 579名〔581名〕 合 計 5,762名〔5,951名〕
沿 革	昭和60年7月 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 井上斎藤英和監査法人(昭和53年4月5日設立)と合併し、名称を朝日監査法人とする 平成16年1月 あずさ監査法人(平成15年2月26日設立)と合併し、名称をあずさ監査法人とする 平成22年7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を「有限責任 あずさ監査法人」に変更【現在】

(注) 会計監査人候補者は、過去2年間に、株式会社サノヤス・ヒシノ明昌から国際財務報告基準の適用に関する指導及び助言並びに組織再編に係るアドバイザー業務に対する報酬を受けております。

#### 7. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等 該当する事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に定める事業目的を変更するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、事業年度ごとの経営責任をより一層明確化するため、現行定款第21条(任期)に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>1. <u>船舶の建造ならびに修繕</u></p> <p>2. <u>陸船用諸機械の製造ならびに修繕</u></p> <p>3. <u>船舶救難沈没船の引揚げならびに解体</u></p> <p>4. <u>一般鉄工業</u></p> <p>5. <u>駐車装置の製造、据付、販売、修理ならびに保守点検</u></p> <p>6. <u>土木建設機械、機器の製造、据付、販売、修理ならびに保守点検</u></p> <p>7. <u>遊戯機器の製造、据付、販売、修理ならびに保守点検</u></p> <p>8. <u>ネオン看板、電飾サインおよび各種電子調光装置の企画、設計ならびに施工</u></p> <p>9. <u>船舶、陸船用諸機械、駐車装置、土木建設機械、機器のリースおよびレンタル業</u></p> <p>10. <u>海運業</u></p> <p>11. <u>遊園地の経営</u></p> <p>12. <u>建築ならびに土木の設計、監督および請負</u></p> <p>13. <u>不動産の管理、賃貸、売買および仲介</u></p> <p>14. <u>前各号に付帯する業務</u></p>	<p>1. <u>以下に掲げるものおよびその部品ならびにこれに関連する総合設備の設計、製造、販売、賃貸借、リース、据付、修理、保守および保全に関する事業</u></p> <p>(1) <u>船舶</u></p> <p>(2) <u>舶用諸機械</u></p> <p>(3) <u>駐車装置</u></p> <p>(4) <u>タンク類およびその他の鉄鋼構造物</u></p> <p>(5) <u>土木建設機械機器</u></p> <p>(6) <u>遊戯機械設備</u></p> <p>(7) <u>産業用機械</u></p> <p>(8) <u>自動車用機器</u></p> <p>(9) <u>その他機械器具装置</u></p> <p>2. <u>建築ならびに土木の設計、監督および請負に関する事業</u></p> <p>3. <u>一般鉄工業</u></p> <p>4. <u>不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、保守および保全ならびに土地の造成に関する事業</u></p> <p>5. <u>遊園地等のレジャー施設、宿泊施設、飲食店および駐車場の管理運営に関する事業</u></p> <p>6. <u>空調設備、給排水設備、環境衛生施設の設計および施工に関する事業</u></p> <p>7. <u>コンピュータソフトウェアの開発、販売および保守管理ならびに情報の処理および提供に関する事業</u></p> <p>8. <u>警備業</u></p> <p>9. <u>保険代理業</u></p> <p>10. <u>労働者派遣に関する事業</u></p> <p>11. <u>海運業</u></p> <p>12. <u>前各号に付帯関連する事業</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 以下略 &gt;</p>

第4号議案 取締役11名選任の件

本總會終結の時をもって取締役11名全員が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おち あい りょう 落 合 諒 (昭和22年9月19日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年4月 当社水島製造所長兼水島製造所総務部長 平成12年6月 当社取締役水島製造所長兼水島製造所総務部長 平成13年4月 当社常務取締役水島製造所長兼水島製造所総務部長 平成15年6月 当社代表取締役専務取締役水島製造所長兼水島製造所総務部長 平成16年6月 当社代表取締役専務取締役水島製造所長 平成17年4月 当社代表取締役専務取締役水島製造所長兼建機事業本部担当 平成19年6月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐 [ 船舶鉄構事業本部・水島製造所・業務企画部担当 ] 平成20年11月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐 [ 船舶鉄構事業本部・水島製造所・業務企画部担当 ] 兼大阪南支社長 平成21年6月 当社代表取締役会長【現任】 (重要な兼職の状況) サノヤス建物株式会社 代表取締役社長	13,692株
2	うえ だ たかし 上 田 孝 (昭和27年7月25日生)	平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員大阪本店営業第一部長 平成17年6月 同行常務執行役員大阪本店営業本部長 平成18年4月 同行常務執行役員 平成19年5月 SMBCセンターサービス株式会社代表取締役社長 平成20年5月 当社入社 副社長執行役員 平成20年6月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐 平成21年6月 当社代表取締役社長【現任】	25,167株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	もり もと たけ ひこ 森 本 武 彦 (昭和22年9月11日生)	平成6年9月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）審査第一部長 平成8年4月 当社入社 レジャー事業本部本部長補佐 平成9年6月 当社取締役レジャー事業本部副本部長 平成12年4月 当社常務取締役レジャー事業本部副本部長 平成13年4月 当社常務取締役レジャー事業本部長 平成14年6月 当社常務取締役経理部担当 平成17年4月 当社代表取締役専務取締役経理部担当兼パーキングシステム・エンジ事業本部担当 平成19年6月 当社代表取締役専務執行役員経理部担当 平成21年6月 当社代表取締役副社長執行役員社長補佐【経理部担当】【現任】	6,509株
4	なか みち やす のぶ 中 道 保 信 (昭和24年11月6日生)	平成11年1月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）お客様サービス推進室長 平成13年4月 当社入社 顧問レジャー事業本部副本部長 平成13年6月 当社取締役レジャー事業本部副本部長 平成14年6月 当社常務取締役レジャー事業本部長 平成19年6月 当社代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼新規事業室担当 平成20年4月 当社代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼新規事業室担当兼新規事業室長 平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員陸上部門営業担当兼レジャー事業本部担当兼新規事業室担当兼大阪南支社長兼新規事業室長 平成22年4月 当社代表取締役専務執行役員企画部（事業開発室・関連事業企画室）担当兼陸上営業本部（レジャー営業部）担当 平成23年4月 当社代表取締役専務執行役員陸上営業本部（レジャー営業部）担当【現任】 （重要な兼職の状況） 山田工業株式会社 代表取締役社長	9,887株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	たけ はら ひさ お 竹 原 久 雄 (昭和23年4月12日生)	平成4年4月 住友重機械工業株式会社船舶鉄構事業本部営業本部官公庁船営業グループ部長 平成15年4月 住友重機械マリンエンジニアリング株式会社マリンエンジニアリング部長 平成15年11月 当社入社 船舶鉄構事業本部船舶事業部新造船営業部長 平成16年6月 当社取締役船舶鉄構事業本部船舶事業部長兼新造船営業部長 平成17年6月 当社常務取締役船舶鉄構事業本部副本部長兼船舶事業部長兼新造船営業部長 平成19年6月 当社代表取締役専務執行役員船舶鉄構事業本部長兼船舶事業部長兼新造船営業部長兼東京支社長 平成20年4月 当社代表取締役専務執行役員船舶鉄構事業本部長兼東京支社長 平成22年4月 当社代表取締役専務執行役員船舶営業本部長兼東京支社長【現任】	15,232株
6	あさ ま なり と 浅 間 成 人 (昭和25年3月26日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年2月 当社水島製造所大阪工作部長 平成17年6月 当社取締役水島製造所副所長兼大阪工作部長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員水島製造所所長 平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員水島製造所所長 平成22年4月 当社代表取締役専務執行役員水島製造所所長兼施設部担当【現任】	5,953株
7	しら が けい じ 白 神 敬 治 (昭和25年3月31日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年4月 当社資材部長 平成17年6月 当社取締役資材部長 平成18年6月 当社取締役レジャー事業本部副本部長 平成18年7月 当社取締役レジャー事業本部副本部長兼レジャー事業本部管理部長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員レジャー事業本部長兼レジャー事業本部管理部長 平成22年4月 当社取締役常務執行役員社長補佐【現任】	4,165株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	おおや ゆうじ次 大屋 雄次 (昭和23年9月17日生)	昭和49年1月 当社入社 平成11年4月 当社総務部長 平成17年6月 当社取締役総務部長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員総務部担当兼内部統制推進室担当 平成22年4月 当社取締役常務執行役員総務人事部担当兼内部統制推進室担当【現任】	13,279株
9	えつかつ さんじ次 悦 勝 三 次 (昭和23年12月7日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年7月 当社水島製造所設計室造船設計部長 平成16年6月 当社船舶鉄構事業本部マリン事業部長兼大阪製造所長 平成17年6月 当社取締役船舶鉄構事業本部マリン事業部長兼大阪製造所長 平成19年6月 当社執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 平成20年4月 当社常務執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員船舶鉄構事業本部副本部長兼マリン事業部長兼大阪製造所長 平成22年4月 当社取締役常務執行役員船舶営業本部副本部長兼船舶営業開発室長【現任】	8,839株
10	しの はら てる お夫 篠 原 照 夫 (昭和24年10月13日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年4月 当社水島製造所管理部長 平成15年4月 当社企画室長 平成18年6月 当社取締役企画室長 平成19年6月 当社執行役員業務企画部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員業務企画部長 平成22年4月 当社取締役常務執行役員企画部長【現任】	5,536株
11	きた がわ おきむ 北 川 治 (昭和33年4月8日生)	昭和56年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成17年6月 同行ときわ台法人営業部長 平成18年10月 同行企業情報部上席推進役 平成19年4月 同行企業情報部部长 平成22年4月 当社入社 経理部理事兼企画部理事 平成23年4月 当社執行役員経理部副担当兼企画部経営戦略室長【現任】	0株

- (注) 1. 落合 諒氏は、サノヤス建物株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と当社との間では、建物賃貸借等に関する取引があります。なお、他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、平成23年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

### 第5号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって監査役東 俊之氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
きり の たか し 桐 野 恭 至 (昭和25年12月17日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年4月 当社水島製造所工作部長 平成12年4月 当社水島製造所工作部長 平成15年4月 当社水島製造所管理部長 平成18年6月 当社取締役水島製造所副所長兼管理部長 平成19年6月 当社執行役員水島製造所副所長兼大阪工作部長 平成22年4月 当社執行役員水島製造所副所長【現任】	6,120株

- (注) 1. 監査役候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社株式の数には、平成23年3月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

### 第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本總會終結の時をもって任期満了により取締役を退任される木村進一氏及び監査役を退任される東 俊之氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役につきましては取締役に、監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
木 村 進 一	平成14年6月 当社代表取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役特別顧問【現任】
東 俊 之	平成19年6月 当社常勤監査役【現任】

また、当社は平成23年5月20日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本總會の日をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第4号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役 落合 諒、上田 孝、森本武彦、中道保信、竹原久雄、浅間成人、白神敬治、大屋雄次、悦勝三次、篠原照夫の10氏及び任期中の監査役 荻野繁之、森 薫生、平野豊三郎の3氏に対し、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内で、退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金の打切り支給をいたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給予定の取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
落合 諒	平成12年6月 当社取締役 平成13年4月 当社常務取締役 平成15年6月 当社代表取締役専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役副社長執行役員 平成21年6月 当社代表取締役会長【現任】
上田 孝	平成20年6月 当社代表取締役副社長執行役員 平成21年6月 当社代表取締役社長【現任】
森本 武彦	平成9年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社代表取締役専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役専務執行役員 平成21年6月 当社代表取締役副社長執行役員【現任】
中道 保信	平成13年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社代表取締役専務執行役員【現任】
竹原 久雄	平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社代表取締役専務執行役員【現任】
浅間 成人	平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員 平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員【現任】
白神 敬治	平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員【現任】
大屋 雄次	平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役常務執行役員【現任】
悦勝 三次	平成21年6月 当社取締役常務執行役員【現任】
篠原 照夫	平成21年6月 当社取締役常務執行役員【現任】
荻野 繁之	平成16年6月 当社常勤監査役【現任】
森 薫生	平成17年6月 当社社外監査役【現任】
平野 豊三郎	平成18年6月 当社社外監査役【現任】

## 第7号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年5月15日付当社取締役会決議および平成20年6月27日付第82期定時株主総会決議に基づき当社株式の大規模買付行為への対応方針（以下「現対応方針」といいます。）を導入いたしました。その有効期限は本総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、平成23年5月12日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、現対応方針の内容を一部変更したうえで継続することを決定し（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、その旨を公表いたしました。

本議案は、当社定款第34条の定めに基づき、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本対応方針の内容は、後記のとおりですが、本対応方針においては、現対応方針導入後の株券電子化等の関係法令の整備・変更に伴う所要の修正其他文言の整理等を行っております。

なお、当社は、第2号議案「株式移転による完全親会社設立の件」の承認可決を条件として、平成23年10月3日を効力発生日とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の実行を予定しております。本株式移転の効力が発生した場合、本株式移転における株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」といいます。）は、本持株会社の取締役会の承認を条件として、本対応方針と同内容の対応方針を導入し、当社は本対応方針を廃止する予定です。

## 記

### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。もっとも、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの等も散見されます。また、船舶事業及び陸上事業を手掛ける当社グループの経営においては、当社グループが保有する有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解に基づく中長期的な視野を持った経営施策が必要不可欠です。かかる買付行為がなされる場合や当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりかかる中長期的視野を欠く経営がなされる場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

従って、当社としましては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付行為を行う者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）に照らし、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

注1：特定株主グループとは、

- ( ) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- ( ) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- ( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）または、
- ( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合及び株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 本対応方針継続の必要性

当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先だち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会または株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての評価・検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

## 2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者（注4）の中から選任します。本対応方針継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記 4.（1）をご参照下さい。）、取締役会評価期間を延長するか否かの判断（下記 3.（2）をご参照下さい。）、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記 4.（2）ア.をご参照下さい。）及び対抗措置を発動・変更・停止すべきか否かの判断（下記 4.（1）及び（4）をご参照下さい。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、独立委員会が、大規模買付行為について企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告（下記 4.（2）イ.をご参照下さい。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもって

これを行います。ただし、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

### 3. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会または株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面により提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に書面による情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大規模買付行為の目的及び内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

## (2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動若しくは不発動または株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対し開示します。

## (3) 株主総会決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、大規模買付者による大規模買付行為が下記 4.(2)ア.(a)または(b)に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることを当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。なお、独立委員会が または により対抗措置発動を勧告した場合であっても、当社取締役会が善管注意義務に照らし、株主総会に諮るべきであると判断する場合は株主総会を開催することができるものとします。

当社株主の皆様のご意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模

買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、大規模買付者からの本必要情報提供完了後必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主の皆様を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載された株主とします。

本株主総会の決議は、法令及び当社定款第35条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。

特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。

当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

##### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

###### ア. 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすものとし、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かは、当社株主の皆様は株主総会において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見（対抗措置発動の是非に関する取締役会の意見を含みます。）を、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

( a ) 次の から までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為  
会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

( b ) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

#### イ．対抗措置の不発動の勧告

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権の発行等の対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、いったん対抗措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものといたします。

#### ( 3 ) 取締役会の決議

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、または取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が

適切と判断する事項について、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

#### (4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、当社取締役会または本株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど、対抗措置を発動することが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

当該新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当てを中止する。

新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 5. 株主及び投資家に与える影響等

### (1) 本対応方針継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針継続時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合等においては、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議または株主総会決議に基づき、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じ

ませんので、当該新株予約権無償割当てに係る権利落日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様への承認を停止条件として、同承認があった日より適用されることとします。有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。

ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。その場合には、当社は、その廃止の事実を速やかに開示いたします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。その場合にも、当社は、その変更内容を速やかに開示いたします。

なお、当社は、第2号議案「株式移転による完全親会社設立の件」の承認可決を条件として、平成23年10月3日を効力発生日とする本株式移転の実行を予定しております。本株式移転の効力が発生した場合、本持株会社は、本持株会社の取締役会の承認を条件として、本対応方針と同内容の対応方針を導入し、当社は本対応方針を廃止する予定です。本持株会社が導入した対応方針の有効期間は、本株式移転の効力発生後最初に終了する事業年度に関する本持株会社の定時株主総会終結の時までとし、以降、当該対応方針の更新（一部修正した上での継続も含みます。）については本持株会社の株主総会の承認を経ることとします。

## 7. 法令等による修正

本対応方針で引用する法令の規定は、平成23年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

### 独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

田崎 文夫（たざき ふみお）

【略 歴】昭和10年7月 生まれ  
 昭和36年4月 旭川地裁判事補  
 昭和45年4月 最高裁調査官  
 昭和52年4月 司法研修所教官  
 昭和56年4月 東京地裁部総括判事  
 平成4年12月 新潟地裁所長  
 平成8年2月 大阪高裁部総括判事  
 平成10年1月 公証人  
 平成17年9月 弁護士登録  
 平成18年4月 慶應義塾大学法科大学院客員教授  
 平成21年6月 当社独立委員会委員（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

森 薫生（もり しげお）

【略 歴】昭和29年9月 生まれ  
 昭和57年4月 弁護士登録  
 昭和63年1月 辻中・森法律事務所パートナー弁護士  
 平成11年4月 森薫生法律事務所（現 高麗橋中央法律事務所）開設  
 平成15年6月 吉本興業株式会社社外監査役  
 平成17年4月 当社仮監査役  
 平成17年6月 当社社外監査役（現任）  
 平成19年6月 関西スーパーマーケット株式会社社外監査役（現任）  
 平成21年6月 当社独立委員会委員（現任）

同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

山田 茂善（やまだ しげよし）

【略 歴】昭和29年10月 生まれ  
 昭和57年9月 デロイト・ハスキングス&セルズ公認会計士事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所  
 昭和61年8月 監査法人中央会計事務所（旧 みすず監査法人）入所  
 昭和62年8月 公認会計士登録  
 昭和63年8月 太陽監査法人（現 太陽A S G有限責任監査法人）大阪事務所入所  
 平成4年7月 同監査法人代表社員  
 平成18年1月 太陽A S G監査法人（現 太陽A S G有限責任監査法人）代表社員（現任）  
 平成19年7月 同監査法人大阪事務所長（現任）  
 平成21年6月 当社独立委員会委員（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 独立委員会の概要

### 1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、これらに準ずる者により、3名以上で構成される。

### 3. 任期

独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2.記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

### 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定

大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定

大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討

大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定  
大規模買付ルールを遵守したか否かの決定  
取締役会評価期間を延長するか否かの決定  
対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定  
対抗措置を発動・不発動・変更・停止すべきかの決定  
大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討  
その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループ（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）に属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（ただし、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8.のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8. 前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

**【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】**

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

**記**

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
**【議決権行使サイトURL】** <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによって、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

**【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】**

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

インターネットにアクセスできること。

パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとしてMicrosoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただくことができません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

**【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】**

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

**【専用ダイヤル】** ☎ 0120-186-417（午前9時～午後9時）

< 議決権行使に関する事項以外のご照会 >

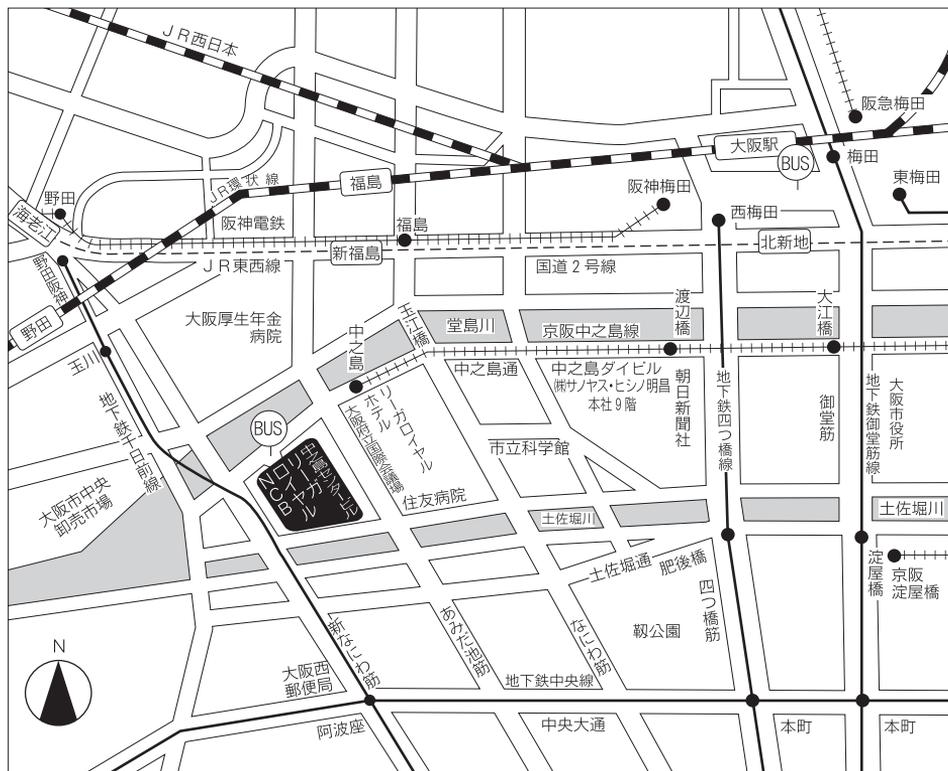
☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

# 会場ご案内図

会場：大阪市北区中之島六丁目2番27号

中之島センタービル内

リーガロイヤルNCB 3階「花の間」



京阪電車 / 中之島線 中之島駅下車 2番出口 徒歩約3分

地下鉄 / 千日前線・中央線 阿波座駅下車 9番出口 徒歩約7分

JR環状線 / 野田駅下車 徒歩約10分 JR東西線 / 新福島駅下車 徒歩約8分

市バス / 大阪駅前から53番(船津橋行) 終点船津橋下車横

\*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

